

豊岡市立資母小学校 いじめ防止基本方針（令和元年度）

1 いじめの定義 と 本校におけるいじめ防止に向けての基本姿勢

「いじめ」の定義

（いじめ防止対策推進法第2条）

（いじめ防止のための基本的な方針）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

本校では、この考えのもと「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度と、「いじめは、どこでもどの児童にでも起こりうる。従って、いじめ問題と無縁の児童はひとりとしていない」という基本認識に立ち、全校の児童がいじめのない明るく充実した生活を送ることができるように、『いじめ防止基本方針』を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、次の3点を挙げる。

- ① いじめの防止（いじめの未然防止のための取組に努める）
- ② いじめの発見（いじめの兆候を見逃さない、見過ごさないための取組に努める）
- ③ いじめの対応（いじめが発生した場合の迅速で適切な対応に努める）

2 校内組織体制

（1）生活指導委員会

月1回、全職員で問題傾向を有する児童について、その現状や指導についての情報交換、共通理解についての協議を行う。

（2）いじめ対応チーム

いじめを認知したら、直ちに校長がいじめ対応チームを召集し、指揮を執る。

いじめ対応チームは、校長、教頭、生活指導担当、関係担任、養護教諭、スクールカウンセラーからなる校内組織とする。ただし、必要に応じて関係機関等とも連携を図りながら対応する。また、重大事案に対しては全職員で対応する。（別紙1）

3 いじめの防止（いじめの未然防止のための取組）

（1）基本的な考え方

児童一人一人が真に認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに全校を挙げて取り組むことが、いじめの防止につながると考える。

同時に、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努めることが大切である。

道徳では、特に命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そし

て、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも、いじめに加担していることと何ら変わらないことをしっかり指導する。

さらには、家庭や地域に対しても、いじめが重大な人権侵害であることを十分に周知し、共に手を携えながら児童の健全育成を目指そうとする雰囲気を高めていく。

(2) 研修の充実

いじめを防止、早期発見・対応するための研修を実施する。生活指導を中心に、学習指導、特別活動、道徳など学校教育のあらゆる活動を通じて行う。

生活指導研修会

- ・「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）、「いじめ対応マニュアル改訂版一」（兵庫県教育委員会）を徹底して読み解く（1学期）
いじめの原因、背景、指導上の留意点などについて全職員で理解
- ・いじめ防止基本方針の策定（改善）と共通理解

学習指導研修会

- ・アセスメントシートによる児童一人一人の分析を行う
それを受けて授業のユニバーサルデザイン化を推進する
専門的な講師を招聘しての研修会を持つ ※関西国際大学 百瀬先生
（すべての子どもたちが「わかる」「参加できる」喜びを実感できる授業づくり）
- ・朝タイムやシステム活用、繰り返し学習による基礎・基本の徹底

道徳指導研修会

- ・いじめとは何か、いじめがなぜいけないのかについて事例をもとに学ぶ
- ・社会にはさまざまな考えを持っている人がいることを知る
- ・人権についての正しい判断力 などについて指導
- ・対話による他者理解

学級指導研修会

- ・学級開きでの宣言「先生はいじめを絶対に許さない」
いじめのないクラスをつくるのは、最初の1週間が勝負
- ・互いの人格を尊重し合える態度の育成、心の通い合う人間関係づくり
円滑なコミュニケーションづくり
- ・いじめの背景にあるストレスに適切に対処できる力の育成
- ・インターネットの差別的な書き込みや携帯でのモラルについて指導

(3) 児童の主体的な活動の推進（自己有用感や自己肯定感の育成）

いじめ未然防止の観点から、すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を得られる学校生活づくりの基盤整備に努める。

- ・朝の会、終わりの会、道徳の時間などに自分や友達の「よさ」を見つける活動
- ・資母っ子ふれあいタイム（なかよし遊び、吉里吉里小支援など）での創造的な活動
- ・児童会活動での「いじめノーキャンペーン」の展開
さまざまな行事（七夕集会、節分集会など）の企画・運営
- ・委員会活動での「ふわふわ言葉をあつめよう」キャンペーンの展開
- ・資母っ子縦割班活動でのきょうだい関係づくり（たてわり遠足、ふれあい遊びなど）
- ・低学年の場合は、ひとり一役の係活動や仕事の展開
- ・資母イキイキタイム（総合的な学習の時間）での創造的な活動展開

(4) 地域や家庭、関係機関との連携

いじめ問題への取組の重要性について、保護者はもちろん地域住民にも認識を広め、学校・家庭・地域が一体となって取組を推進するための普及啓発を推進する。

- ・学校通信「資母っ子」を通じたの広報啓発
- ・PTA総会（4月当初）での基本計画と取組状況報告
- ・家庭教育の充実（友達を大切にすること、携帯やネットのルールづくり、相手を傷つけることは絶対に許さない）
- ・地域教育の充実（地域での様々な行事や体験を通して、集団の一員としての自覚や責任を持たせる）

4 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組）

(1) 基本的な考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の大前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高める取組を推進する必要がある。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが大切である。いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する取組に徹する。

(2) いじめ早期発見のための措置

職員から

- ・朝一番に教室で児童を迎え、児童の顔色や様子を観察する
- ・平素からの職員同士の情報交換の活性化（休憩時間を利用）
- ・職員会議を活用した定期的な情報交換（月1回）
- ・新学習システム、兵庫型教科担任制などを活用した情報交換
- ・安全点検での校舎の点検（落書きなど）
- ・児童がいじめを訴えやすい雰囲気づくり
- ・教職員いじめ対応チェックリストを活用した点検と改善

児童から

- ・いじめ早期発見のためのアンケートの実施（月1回）（無記名可）
- ・子どもの思いをしっかりとくみ上げるための「子どもの心を理解する月間」（年間3回）での教育相談、個別面談の実施
※但し本当のことを言いたがらない場合もあるので、多面的な観察は不可欠
- ・アセス実施後のディストリ分析とカウンセリング
児童の悩みや人間関係の把握と適切な指導
- ・日記や一言感想などからの把握

家庭地域から

- ・いじめ啓発に続いて、家庭や地域で子どもたちを守るという意識の醸成
- ・気軽に話ができる相談窓口の設置
- ・家庭や地域からの情報提供 → 俊敏な対応

関係機関から

- ・ ネットパトロールの実施 → 俊敏な対応
- ・ 近隣校からの情報の取得
→ 「おかしい」と感じた児童がいる場合は、情報を共有し、より大勢の目で該当児童を見守る
教師による積極的な働きかけを行い、安心感を持たせながら聞き取りを行う

5 いじめへの対処

(1) 基本的な考え方

いじめは待ったなし！ 直ちに組織的に対応することが肝心。担任ひとりが抱え込むようなことがあってはならない。

いじめがあると認知（疑いも含めて）した場合は、

- ① 直ちにいじめを受けている児童の安全確保（心身ともに）
- ② いじめたと確認された児童に対して、事情を確認した上で適切な指導の実施
- ③ 家庭への連絡
- ④ 教育委員会への報告・相談
- ⑤ 事案に応じて関係機関との連携

など、迅速かつ的確に、組織的に対応を行う取組を推進する。

また、平素からいじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深めておく。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

絶対に担任ひとりで抱え込まず、すばやく組織として対応する

- ① 直ちに「いじめ対応チーム」を召集
- ② 児童個別に事実確認を行うよう指示
- ③ 事実確認を踏まえた対応の協議
- ④ いじめられている児童の速やかな安全確保 最優先で行う
いじめている児童への毅然とした態度での指導
- ⑤ 指導（確保）後の報告と全職員への周知

※重大事案に対しては、校長以下すべて教職員が対応を協議

適確な役割分担をして解決に当たる

(3) いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・ いじめを受けている児童を徹底して守り通すことを伝え、安心感を与える。
同時に、児童の心身の安全確保を行う。
- ・ 学校全体で組織的に解決していく姿勢を伝え、心の傷を癒すためのスクールカウンセラーの支援を要請したり、養護教諭とも連携を図る。
- ・ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ いじめが解消したと判断した場合でも、引き続き十分な観察を行う。

(4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめた気持ちや状況について十分に聴き、子供の背景にも目を向け、成長支援という観点を持ちながら指導する。

- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で粘り強い指導を行い、いじめが決して許されない行為であることや、いじめられる側の気落ちを認識させる。
- ・スクールカウンセラーの支援要請、養護教諭とも連携を図りながら指導を行う。
- ・家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝え、協力を要請（遠因となることがあればそれも含めて 例えば家庭生活、児童へのかかわり方、夫婦間のトラブルなど）する。保護者には来校の上、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。
- ・いじめが解消したと判断した場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。

（５）いじめが起きた集団への働きかけ

- ・傍観者の立場の児童にも、学級及び学校全体の問題として考えさせ、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- ・同時に、次回同じような状況に立った場合の対処の仕方についても考えさせる。
- ・家庭との連携を密にし、学校側の取組についての情報を伝え、協力を要請する。保護者には来校の上、指導する。

（６）ネット上いじめへの対応

- ・豊岡市情報教育指針「小学校・中学校で身につけさせたい情報活用能力」に従い教科等を通じて子どもの発達段階に応じた「情報モラル」に関する指導の一層の充実を図る。
- ・日ごろから家庭への注意喚起を図ることが大切である。保護者の目の届く範囲でインターネットに接続する、パソコンにプロテクトをかけるなど。また、子どもの何気ない会話などに注意し、いじめに関する書き込みの情報をつかむ。
- ・いじめに関する書き込みがあれば、直ちにサービス運営会社へ削除を要請する。また、警察や専門機関と連携しながら対応する。
- ・いじめた児童への指導に準じて指導を行う。
- ・書き込みがあった場合は、ＩＤの不正取得や「なりすまし」などにも注意する必要がある。場合によっては、同時に指導する。
- ・家庭への指導も、いじめた児童への指導に準じて行う。パソコンや携帯の知識に乏しい場合は、具体的な例を挙げて指導する。（例 ブロック機能をＯＮにする、携帯の機能を制限する、不正取得は犯罪行為であるなど）

（７）関係機関との連携

関係機関との連携については、以下の例をもとに判断する。

- ① いじめる児童に対して必要な教育的な指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合。
- ② 重大事案（傷害、窃盗、脅迫などでの立件を視野に入れる場合）が発生した場合。
- ③ その他、関係機関との連携が適切であると判断した場合。